

第20回熊本県本人確認情報保護審議会 次第

日 時：令和4年（2022年）12月20日（火）

午前10時～正午

場 所：熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

3 報告事項

（1）本人確認情報保護対策について

① 県の本人確認情報保護の取組み

② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

（2）熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

（3）その他

4 閉 会

熊本県本人確認情報保護審議会委員

任期: 令和3年12月12日から令和5年12月11日まで

(50音順 敬称略)

	氏名	現職等	備考	期数
1	おくむら くにひこ 奥村 国彦	熊本日日新聞社 総務局総務部長		一期目
2	おしま しゅんすけ 小島 俊輔	熊本高等専門学校(八代キャンパス)教授		三期目
3	たにぐち みき 谷口 美樹	人権擁護委員 (熊本県人権擁護委員連合会)		三期目
4	とくむら みか 徳村 美佳	消費者教育NPO法人 お金の学校くまもと代表		二期目
5	なかじま なおき 中嶋 直木	熊本大学 大学院人文社会科学研究部 准教授		三期目
6	はらしま よしなり 原島 良成	熊本大学 大学院人文社会科学研究部 准教授		二期目
7	ふかみ はつよ 深水 初代	水俣市福祉環境部市民課長		一期目

熊本県本人確認情報保護審議会設置根拠等

<住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）>

（都道府県の審議会の設置）

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

<熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）>

（設置）

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

（委員）

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第10条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

住民基本台帳制度とマイナンバー制度を活用した行政サービス等の提供

- ◆ 住民基本台帳制度は、市町村における住民の居住関係の公証など住民に関する事務処理の基礎であり、マイナンバー制度を支える基盤です。
- ◆ 住民基本台帳ネットワークやマイナンバーカードを活用することで、住民の各種手続きの簡素化や行政サービスの利便性向上が図られます。

行政サービス等

●マイナンバーカードによるサービス

- ・ 本人確認の公的な身分証
 - ・ コンビニでの各種証明書の取得
 - ・ 各種行政手続きのオンライン申請
⇒ 転出転入手続きのワンストップ化
 - ・ 健康保険証としての利用
 - ・ 新型コロナワクチン接種証明書 等
- ※ 運転免許証など新たな利用も検討中

資料4

●住基ネットによる手続きの簡素化

- ・ 旅券の発給申請
 - ・ 厚生年金、国民年金の支給
 - ・ 恩給、共済年金の支給
 - ・ 司法試験
 - ・ 建設業法に依る技術検定
 - ・ 転出転入手続き 等
- ※ 提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

知事（県）

本人確認情報の保護

アクセスログ監視

セキュリティ診断

研修・監査

建議・助言 ↓ 諮問・報告 ↑

条例制定

資料3

本人確認情報保護審議会

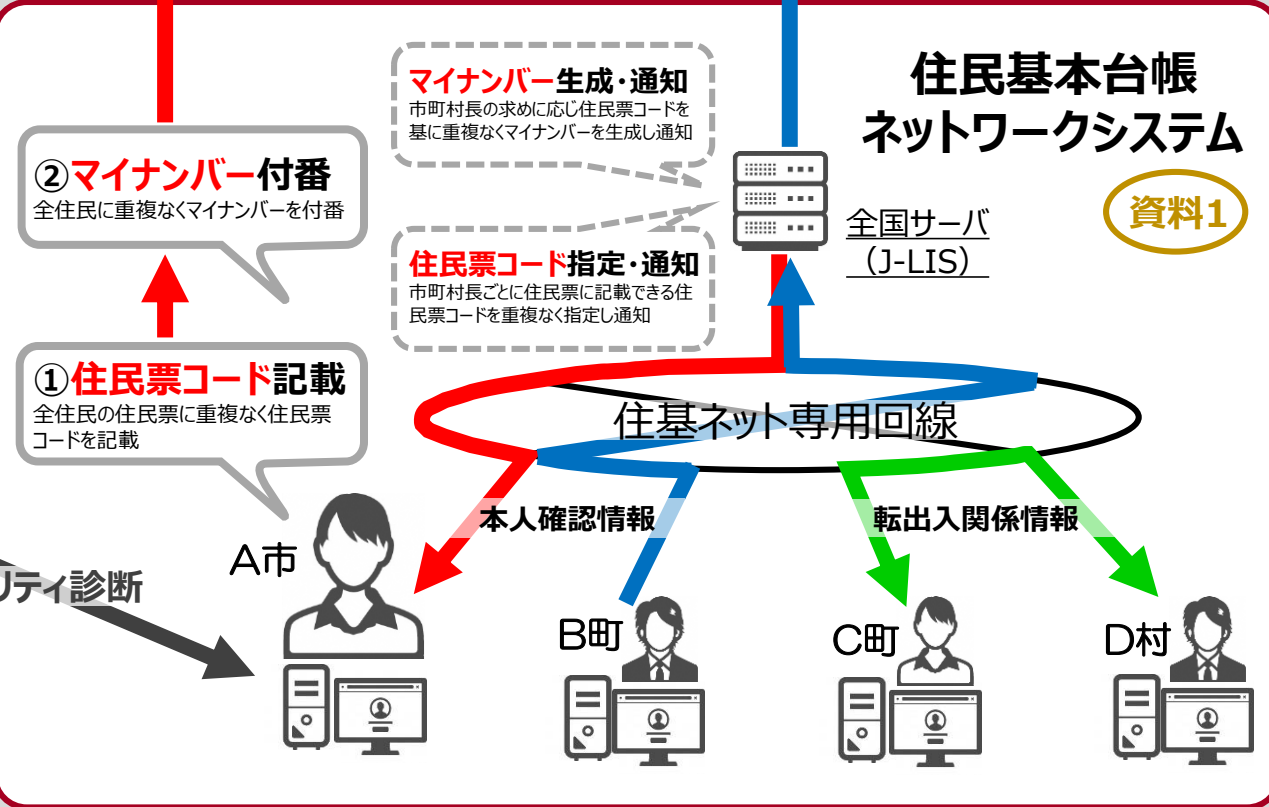
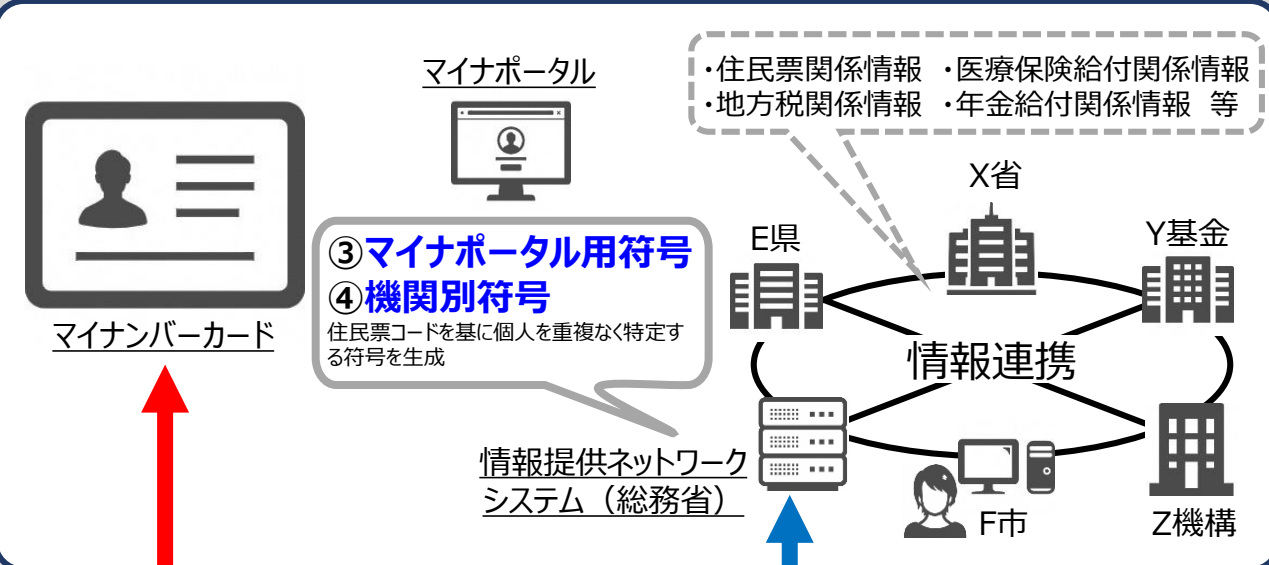
【審議会の権限】
知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、必要と認める事項について知事に建議すること 等

民間サービス等での活用

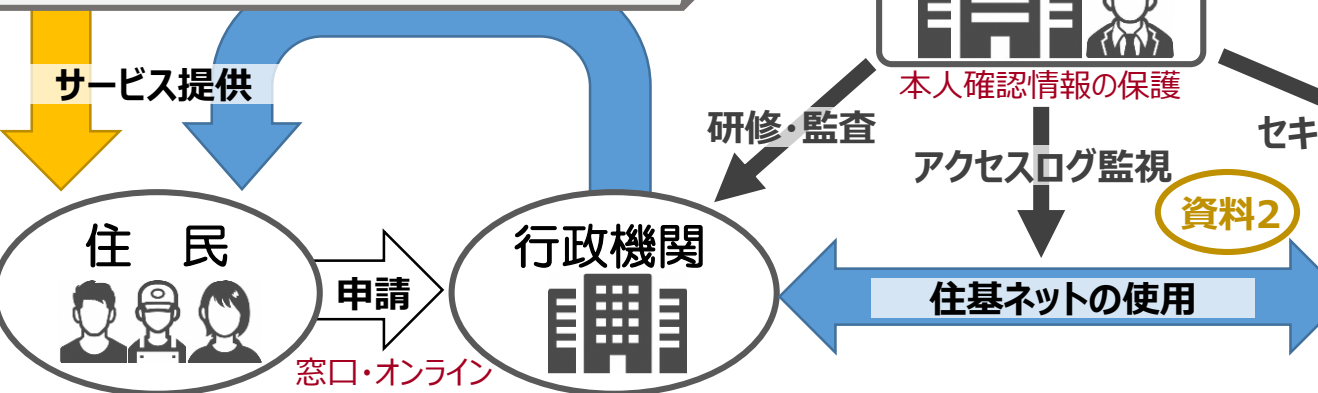
- 民間サービスにおけるオンラインでの本人確認
- 職員証・社員証としての利用

マイナンバーカードの活用

マイナンバー制度



住民基本台帳制度



第 20 回熊本県本人確認情報保護審議会資料

目 次

資料 1	住民基本台帳ネットワークシステムの概要	1
資料 2	本人確認情報保護対策について	5
資料 3	熊本県住民基本台帳施法施行条例改正案について . . .	17
資料 4	その他	19
	➤ 転出・転入手続のワンストップ化について	
	➤ マイナンバーカード交付率について	
別紙 1	国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）	23
別紙 2	熊本県における本人確認情報利用状況（事務別）	25
参考 1	住民基本台帳法	29
参考 2	熊本県住民基本台帳法施行条例	39
参考 3	熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用 及び提供に係る事務等を定める規則	45
参考 4	熊本県本人確認情報保護審議会運営要領	55

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

【住民基本台帳ネットワークシステムとは】

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政事務の効率化を図るため、市町村が整備している住民基本台帳（既存住基システム）を全国規模のネットワークで結び、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報）を効率的に利用・提供するシステムである。

平成11年の住民基本台帳法の改正により、平成14年8月から稼動。

【目的及び効果】

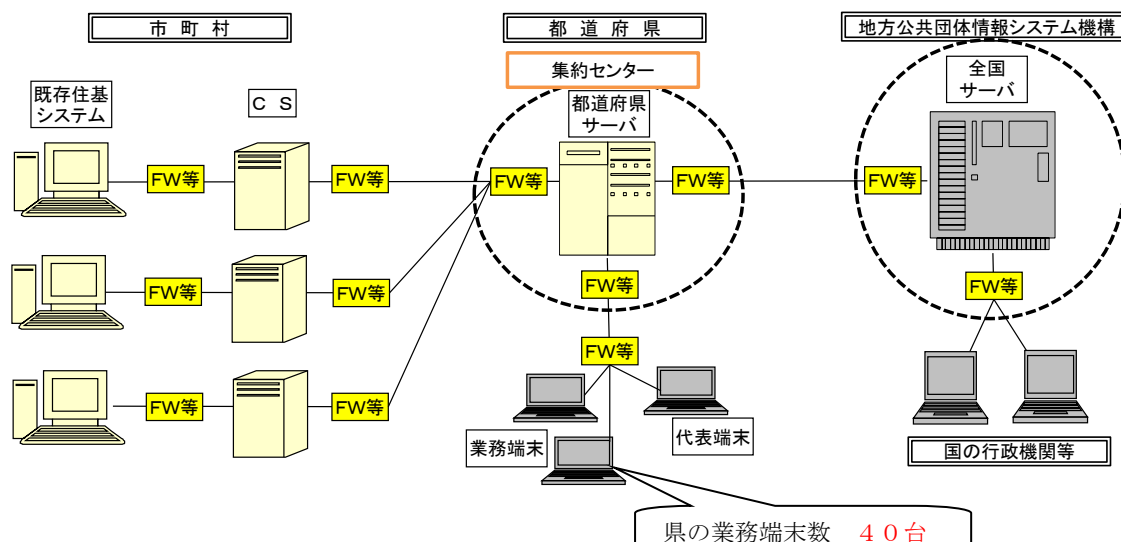
1 住民の利便性向上

各種手続の際、住民に求めていた住民票の添付を省略でき、住民が市役所等で住民票を取得する手間が省けるなど住民の負担軽減が図られる。

2 国及び地方公共団体の行政事務の効率化

住基ネットを通じた本人確認情報の確認が可能となり、公用の住民票請求や発行手続等が不要になるなど、請求元、請求先双方において経費節減及び行政事務の効率化が図られる。

【住民基本台帳ネットワークシステムの概要図】



- ① 既存住基システム ～ 住民基本台帳を電算化した既存のシステム
- ② FW ～ 住基ネットへの外部からの不正侵入を防ぐシステム（ファイアウォール）
- ③ CS ～ 既存住基と住基ネットの橋渡しをするために設置するコンピュータ（コミュニケーションサーバ）
- ④ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）～

住民基本台帳法等（※）に基づく事務その他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行うことを目的に地方公共団体が共同して運営する法人。

※電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

住基ネットを活用した行政サービスの状況等について

1 本人確認情報の利用状況

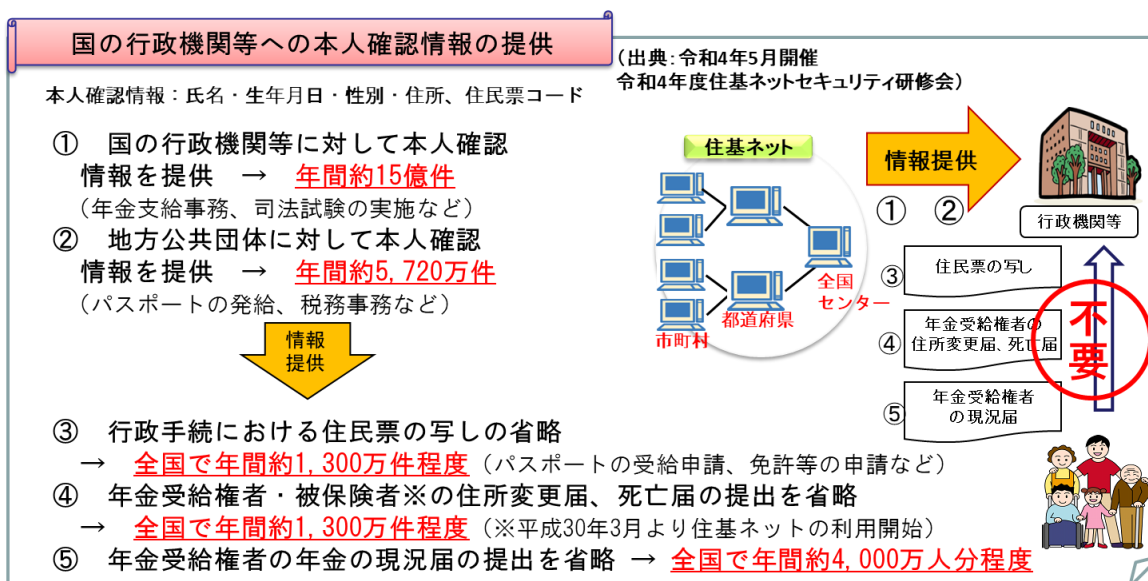
住基ネットを活用した本人確認情報の利用には、次の2通りある。

- ・住民基本台帳法等に定められた事務を行う行政機関が、本人確認情報の取得のため、住基ネットから提供を受け利用。
- ・個人番号法(※)に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が、住民から提示された個人番号の真正性を確認するため、住基ネットから提供を受け利用。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

① 国の行政機関に対する本人確認情報の提供状況

本人確認情報の提供件数（全国利用分：別紙1）



年度	H14	H15	H16	H17	
提供件数	6,299,443	28,460,206	29,553,382	29,977,191	
年度	H18	H19	H20	H21	
提供件数	71,471,426	99,120,885	110,490,870	115,054,122	
年度	H22	H23 ※1	H24	H25	
提供件数	117,400,285	427,192,229	533,900,028	559,597,468	
年度	H26	H27	H28 ※2	H29	
提供件数	575,703,685	586,293,868	701,374,229	701,594,850	
年度	H30 ※3	R1	R2	R3	累計
提供件数	1,302,153,526	1,354,804,867	1,503,496,744	1,408,540,225	10,262,479,529

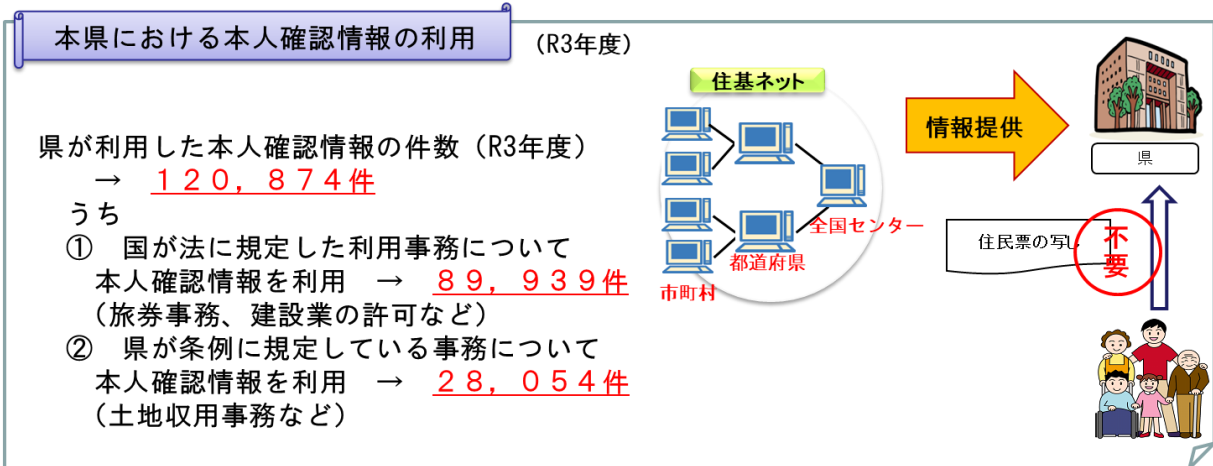
※1 平成23年度の提供件数の大幅な増加は、日本年金機構（旧社会保険庁）が行う国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務に伴う利用が増加したことによるもの。

※2 平成28年度の増加は、利用事務の拡大と※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。

※3 平成30年度の増加は、※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。

② 本県における本人確認情報利用状況

②-1 本県における法定事務を含む本人確認情報利用件数 (本県利用分:別紙2)



年度	H21	H22	H23	H24※1	H25	H26	H27※2
利用件数	37,797	36,390	57,035	26,627	24,903	26,404	46,461

年度	H28	H29	H30	R1	R2※3	R3※4	R4 (4月~9月)	累計
利用件数	59,544	56,188	47,669	43,162	87,625	120,874	38,126	708,805

※1 平成24年度は、旅券事務が市町村へ権限移譲され、各地域振興局での旅券業務がなくなったため、平成23年度に比べ大幅に減少している。

※2 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加(納税通知書送付先の一斉調査を実施)。

※3 令和2年度は、「熊本県医療事業(水俣病総合対策事業)における手帳等に関する事務」の検索数の増。

※4 令和3年度は、「身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務」の検索数の増。

②-2 本県における条例事務の本人確認情報の利用件数

年度	H27※1	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4月~9月)	累計
利用件数	41,551	6,148	7,631	7,997	4,385	56,690	28,054	1,824	154,280

※1 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加。翌年以降は税務事務が法定事務化されたため検索件数大幅減少した。

※2 令和2年度は、「熊本県医療事業(水俣病総合対策事業)における手帳等に関する事務」の検索数の増。

③ 市町村における県条例事務の本人確認情報利用状況

本人確認情報の利用件数 (市町村利用分:資料4 P2)

年度	H27	H28※1	H29	H30	R1※2	R2	R3	R4 (4月~9月)	累計
利用件数	388	2	2	2	33	18	14	34	493

※1 平成28年度から市町村税の賦課徴収事務の利用が法定化されたため件数減。

※2 人吉市において下水道法の使用料徴収に関する事務、八代市において農地法による農地の利用意向調査に関する事務の利用が増加。

2 住基ネットと個人番号制度との関係について

住基ネットは、個人番号（マイナンバー）制度を支えるシステムであり、同制度において、①個人番号の生成、②行政手続における個人番号の真正性確認の2つの役割を担っている。

① 個人番号の生成

- ・個人番号は、住基ネットの内部管理番号である「住民票コード」を不可逆的に変換して得られる番号。
- ・出生等により住民票に記載された住民票コードは、住基ネットを通じ、市町村から地方公共団体情報システム機構に提供され、個人番号が作成される。
- ・生成された個人番号は、住基ネットを通じて市町村に提供され、個人番号カード等が作成される。

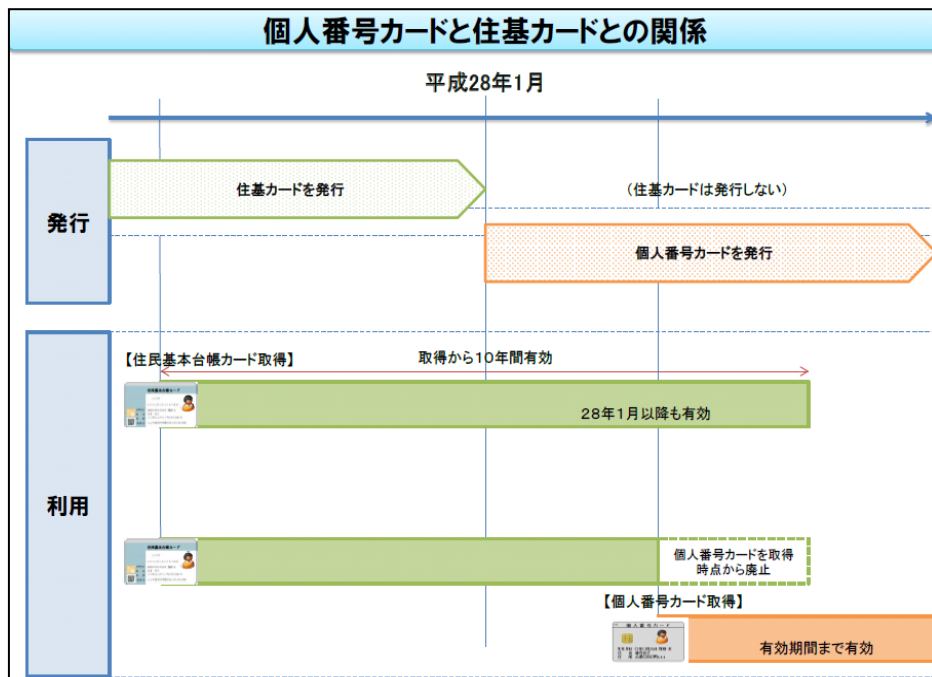
② 個人番号の真正性確認

- ・行政手続において住民から提供された個人番号について、行政機関は、住基ネットを通じて当該番号の真正性を確認することができる。

【参考】住基カードについて

住基ネットにおいて、以前利用されていた「住基カード」については、マイナンバー制度の導入に伴い、平成27年12月をもってその発行は停止された。

既に発行された住基カードは、平成28年1月以降も、発効日から10年間利用が可能であるが、個人番号カードを作成すると住基カードは利用できなくなる。

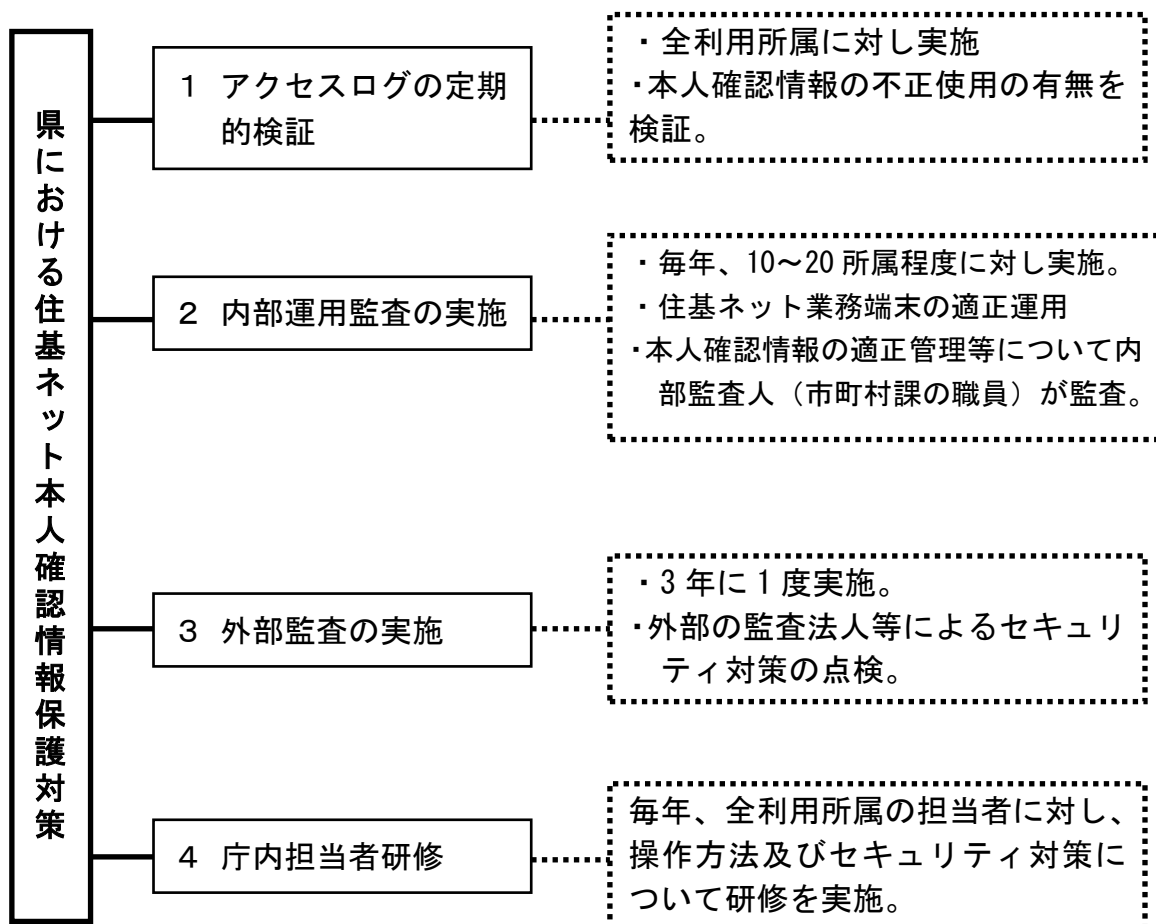


本人確認情報保護対策について

① 県の本人確認情報保護の取組み

本人確認情報保護の観点から、本県では本人確認情報を利用する県の各所属に対し、次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 アクセスログの定期的検証

「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領（参考 2）」に基づき、関係所属に対し3カ月に1度、1カ月分を任意に抽出し、関係所属の検索情報を記録したアクセスログ帳票と関係課で保管している検索履歴簿等を突合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証している。

【実施結果】

令和3年度中の検証においては、不正使用の疑いがあるものは見受けられなかった。（検証結果件数2, 890件）

≪用語解説≫

アクセスログとは、本人確認情報の提供又は利用に係る情報（履歴）をいい、本県の事務で利用した当該情報については、本県サーバに記録されている。

住基ネット業務端末を利用している関係所属における住基ネットの目的外利用の有無を定期的に検証し、住基ネットの適正な運用の向上を図ることを目的とする。

◆ 参考（アクセスログ検証項目）

本人確認情報の検索者（職員）に係る次の事項及び検索する際に入力した次の検索条件（本人確認情報に該当がなかった場合を含む。）

【検索者（職員）に係る事項】

- ・ 検索者の氏名
- ・ 操作者 I D

【検索条件】

- ・ 検索対象者の氏名
- ・ 検索対象者の生年月日
- ・ 検索日時

2 内部運用監査の実施

本県の住基ネットの運用面におけるセキュリティ対策の維持向上を図るため、「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領（参考3）」に基づき、住基ネット利用所属において適切に運用されているかを内部監査人（県市町村課職員）が監査するもので、毎年度実施している。

○令和3年度実施状況

実施期間	令和3年（2021年）11月から12月
内部監査人	市町村課職員
監査対象 所属	①健康づくり推進課 ②福祉総合相談所児童施設・初動課 ③子ども未来課 ④県央広域本部収税第一課 ⑤上益城地域振興局福祉課 ⑥県北広域本部収税課 ⑦県南広域本部収税課 ⑧芦北地域振興局福祉課 ⑨球磨地域振興局用地課 ⑩天草広域本部税務課
監査事項	・住基ネット業務端末の運用業務に関すること ・本人確認情報の適正管理に関すること 等
監査結果	適正 2所属 是正 8所属
是正事項	・住基ネットに関するドキュメント類が、施錠管理されていない。 ・IDの有効期限延長申請や無効化申請を期限内に実施していない。 ・業務端末が他者から閲覧できるような、場所、向きに設置されていた。 ・年度途中からの端末操作者に対し実施した教育・研修についてシステム管理者（市町村課長）へ報告されていない。 ・OSのパスワード変更が期限内に実施されていない。 ・セキュリティ日次点検が実施されていない。
是正報告	是正を要する事項が認められた所属については、速やかに是正事項を解消するとともに、内部監査人に報告を行い、改善した旨の承認を得る。

○令和4年度実施（予定）

実施期間	令和5年（2023年）1月から2月中
内部監査人	市町村課職員
監査対象 所属	10所属（検討中）
監査事項	・住基ネット業務端末の運用業務に関すること ・本人確認情報の適正管理に関すること 等

3 外部監査の実施

第4回熊本県本人確認情報保護審議会（平成17年10月28日開催）において、概ね3年ごとの実施が決定され、これまで平成16年度、18年度、21年度、24年度、27年度、令和元年度に実施している。
今年度、外部監査を実施する。

○令和元年度実施状況

監査日	令和2年（2020年）1月27日、29日、2月3日
外部監査人	エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社
監査対象 所属	①障がい者支援課 ④玉名地域振興局保健予防課 ②監理課 ⑤県南広域本部保健予防課 ③県北広域本部保健予防課 ⑥高校教育課
指摘事項及び被外部監査対象課における対応	<p>（指摘事項）</p> <p>○ 執務室内の申請書等の機密情報が記載された紙媒体が、施錠されない状態で机の上の引き出しに保管されており、他課の職員が閲覧可能な状態となっていた。</p> <p>（対応）</p> <p>○ 機密性が高い紙媒体は施錠可能なキャビネットに保管する</p> <p>（指摘事項）</p> <p>○ 住基ネット端末は、利用時以外はキャビネットに施錠保管するなど、紛失及び盗難を防止するための措置を講じること。</p> <p>（対応）</p> <p>○ 退庁時には、キャビネットに保管し施錠する。</p> <p>○ 紛失及び盗難を防止するため、住基ネット端末にワイヤーロックを実施する。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>○ 住基ネット端末立ち上げ時のパスワードは類推できないものとするのが望ましいことから、パスワードの見直しを行うこと。</p> <p>（対応）</p> <p>○ 類推しにくいパスワードに変更する。</p>
是正報告	外部監査人から指摘があった事項については、住基ネットを利用している全所属に対して留意事項として通知するとともに、情報セキュリティ対策に万全を期すよう、周知徹底を図った。

○令和4年度実施（予定）

監査日	令和5年（2023年）1月から2月中
外部監査人	エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社
監査対象	①県央広域本部収税第一課

所属	②総務部自動車税事務所 ③県南広域本部球磨地域振興局用地課 ④天草広域本部税務課 ⑤県央広域本部上益城地域振興局福祉課 ⑥県北広域本部阿蘇地域振興局保健予防課
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット業務端末の運用業務に関する事 ・本人確認情報の適正管理に関する事 ・監査報告会の実施 等

4 庁内担当者研修

県庁内における住基ネットの円滑な運用及びセキュリティの確保のため、庁内の担当者を対象に実施。

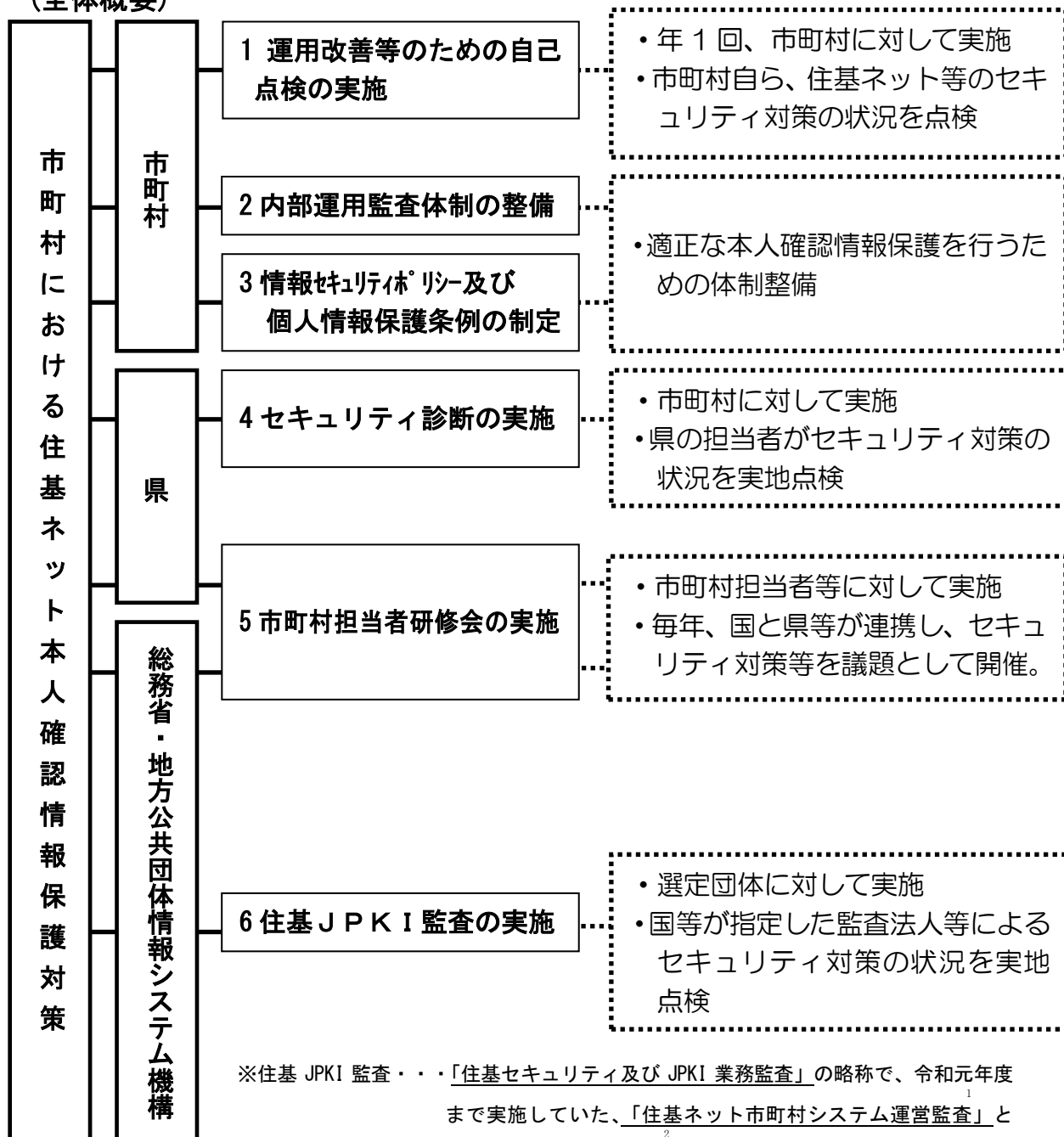
○令和4年度（2022年度）住民基本台帳ネットワークシステム庁内担当者研修会

日 時	令和4年5月9日（月）
対 象	業務端末利用所属の担当職員（新規利用者対象） 約70人
内 容	・住民基本台帳ネットワークシステムの概要 ・住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等の使用に係るセキュリティに関する留意事項等 ・住民基本台帳ネットワークシステム業務端末の操作方法

② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

市町村における本人確認情報保護対策を支援するため、本県では市町村に対し次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 市町村自ら行った自己点検の結果に対して、監査人が調査し、その結果、セキュリティ対策が不十分と指摘された箇所については、監査人から適切な助言等を受けながら、自団体のセキュリティ対策の向上を図るもの。

2 市町村における公的個人認証サービスの電子証明書発行申請受付業務等について、関連する運用規程及び事務処理要領等に準拠した業務が出来ているかについて実情を把握し、業務適正化を図るもの。

※JPKI (Japanese Public Key Infrastructure の略) : 公的個人認証サービス

1 運用改善等のための自己点検の実施

(1) 実施方法

県内全市町村に対して、総務省が作成した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」をもとに、セキュリティ対策の見直し及び自己点検の実施を要請。(令和4年6月13日～8月10日までの期間で実施)

(2) 自己点検項目

○全項目数：121項目

○点検内容

- ・体制、規程等の整備に関すること
- ・環境及び設備に関すること
- ・システムの管理に関すること
- ・既設ネットワークとの接続に関すること
- ・マイナンバーカード等の管理に関すること

(自己点検基準)

点数	規程等の有無及び運用状況	
0	該当しない	関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。
1	整備していない	規程等を常備していない。質問項目について、規程等で定められていない。
2	整備している	当該項目を実現する手続きについて、規程等で定められている。
3	運用している	定められた手続きについて、関係する職員に周知され、かつ適切に運用されている。

(3) 自己点検結果

- ・満点(3点)の団体37団体 ※昨年度36団体
- ・満点に満たない団体 8団体
- ・平均2.99点

(4) 改善計画書の提出

自己点検の結果が満点(3点)に達しなかった団体に対して、改善計画書の提出を求め、9月上旬までに全8団体提出済み。

その後、ヒアリングを通じて、引き続きセキュリティ対策の向上に努めるよう助言。

2 内部運用監査体制の整備

住基ネットのセキュリティ確保には、フォローアップ体制の構築が必要であり、県内全ての市町村において、監査要領の策定が完了している。

3 情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の制定

個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーともに県内全ての市町村が策定し、セキュリティ対策、個人情報保護対策が図られている。

県内市町村の状況

① 情報セキュリティポリシーの策定状況

45団体／45団体（100%。平成21年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H28.3.18現在）

② 個人情報保護条例の制定状況

45団体／45団体（100%。平成18年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H18.4.1以降）

《用語解説》

情報セキュリティポリシーとは、各地方公共団体が保有する情報資産を不正アクセス、コンピュータウイルス、災害等の脅威からどのようにして守るかについての基本的な考え方や、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用等を規定するもので、各地方公共団体の情報セキュリティ対策の基本となるもの

熊本県においては、情報セキュリティポリシーとして熊本県電子情報保全対策大綱（熊本県電子情報保全対策基本方針及び同要項）を策定しており、各市町村においてもそれぞれに情報セキュリティポリシーを策定済である。

4 セキュリティ診断の実施

県は、市町村が実施した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」による自己点検結果の客観的評価を目的として、県職員が市町村に出向いて、市町村における住基ネットの運用等についてセキュリティ診断を実施している。

(1) これまでの実施状況

（選定基準）

平成30年度までに県下全31町村が3回のセキュリティ診断を受診済みであり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

平成24年度からは、町村だけでなく市もセキュリティ診断の対象に加えており、平成30年度までに県下全市がセキュリティ診断を受診済みである。

今後も、6年をサイクルとして全市町村が受診するように計画していく。

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施団体数	6	8	9	6	10	10	11	13
年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実施団体数	13	13	11	9	14	9	10	7
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計延べ回数 159回		
実施団体数	7 (中止)	10 (予定)	10 (予定)	10 (予定)	8 (予定)			

(2) 令和3年度実施結果（中止）

令和4年1～2月に7団体を対象に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送り。

(3) 令和4年度の実施について

令和4年度は、10団体の実施を予定。10月に3団体、12月に1団の診断を体実施した。また、1月～2月に残りの6団体実施予定。

5 市町村担当者研修会の実施

情報セキュリティ対策に係る意識及び技術力向上等を図るため、住基ネット運用に携わる市町村職員を対象に、毎年実施しているもの。

例年、総務省等から講師を招いて、情報セキュリティ対策及びマイナンバー制度への対応について、集合形式による研修会を実施していたが、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画視聴による研修会を実施した。

○「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」

（視聴期間） 令和4年6月14日～（DVD-ROM）の送付

（視 聴 者） 住基ネット担当課職員：128名 ※昨年度90名

（内 容）

- ・住民基本台帳制度をめぐる最近の状況について
- ・自治体システムの標準化・セキュリティについて
- ・チェックリストによる自己点検及びセキュリティ対策について
- ・住基ネットシステムの改修に係る変更点等について
- ・オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書再々送付等について

○「社会保障・税番号制度担当者説明会」

（視聴期間） 令和4年5月26日～（専用サイトからダウンロード）

（視 聴 者） 社会保障・税番号制度担当課職員：173名 ※昨年度161名

（内 容）

- ・マイナンバーカードについて
- ・マイナンバー制度の現状と情報連携等について
- ・マイナンバーカード・マイナポータルの利活用について
- ・マイナポイント第2弾について
- ・自治体中間サーバーに係る地方公共団体の対応等について
- ・特定個人情報の適正な取扱い等について
- ・社会保障分野におけるマイナンバー制度の実施に係る留意事項について
- ・法人番号の利活用について

6 住基 JPKI 監査の実施

市町村が作成したチェックリストの回答が、セキュリティ基準・指針への準拠の程度を適切に表示したものであるかについて調査手続きを行い、対策が不十分なものについては助言を行う、情報セキュリティ対策支援事業。

地方公共団体情報システム機構が契約を締結した事業者（監査法人）が監査を実施する。

（１）これまでの実施状況

令和元年度で県内全ての市町村が監査を受診済みとなり、一定のセキュリティレベルが維持されているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度へ繰越しとなった。令和3年度は、2団体が受検し、令和4年度は、16団体が受検予定。

年度別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施 団体数	2	2	2	3	3	2	2	2
年度別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
実施 団体数	2	3	1	3	2	10	9	8 (繰越)
年度別	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度				
実施 団体数	2	16	16	17				

（２）令和4年度の実施状況（16団体実施予定）

新型コロナウイルス感染拡大防止や、デジタル化の推進のため、令和3年度からは、リモート対応を前提とした実施方法を導入。

- ・ リモート監査（2団体）

iPhoneを用いた現場観察状況やiPadによる資料の映写物について、Web会議アプリケーションにより画面越しに共有することで、監査を実施。

- ・ リモートヒアリング（14団体）

電話によるヒアリングを実施。事前に住民窓口環境写真の撮影を行い、自己点検チェック表の内容と併せて聴取を行う。

熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

1 本人確認情報を提供する区域内的の市町村の執行機関及び提供に係る事務（別表第1（第2条関係））の削除

（1）条例改正の内容

県内の市町村長その他の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務として、国土調査法（昭和26年法律第180号）による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるものを削除する。

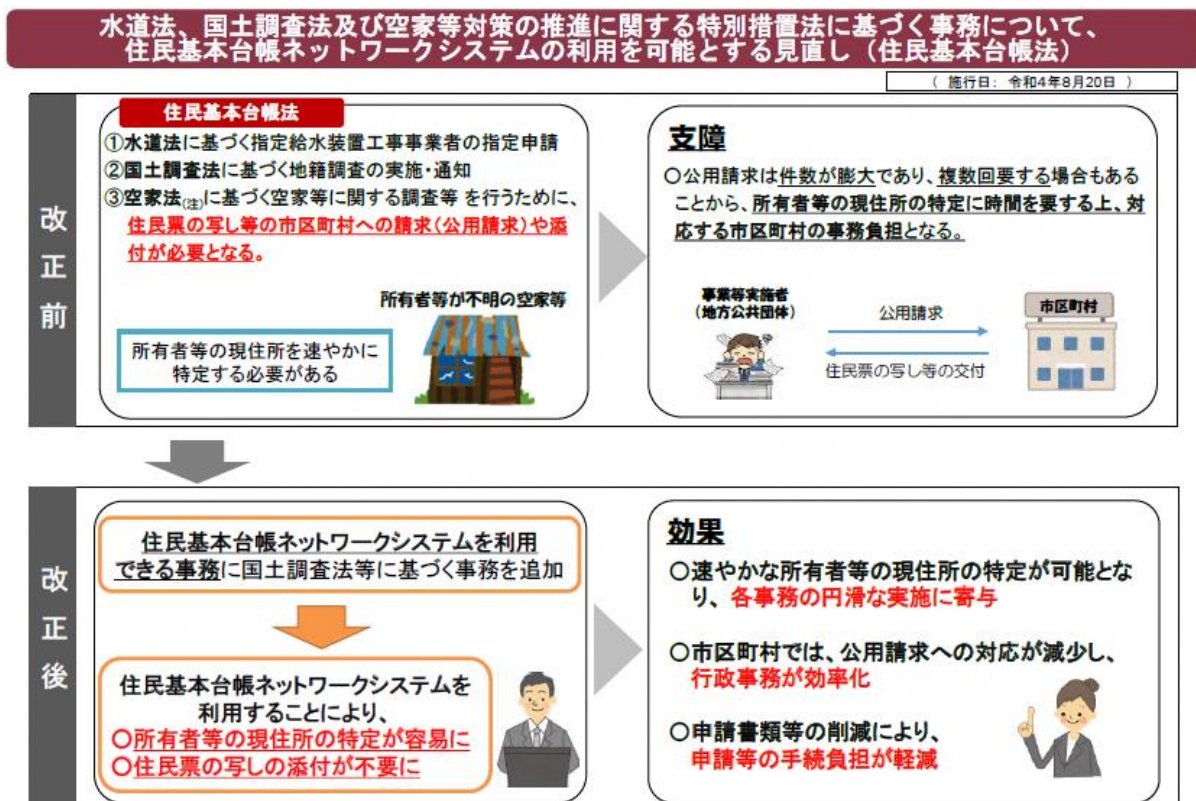
（2）条例改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）において、デジタル化等による効率化・利便性向上に資するため住民基本台帳法を改正し、住民基本ネットワークを利用できる事務に国土調査法等に基づく事務が追加されたことに伴い、県条例で個別に事務を規定する必要がなくなったもの。

※ 現行条例に水道法、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務の規定はない。

《参考：法改正の概要》

水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し



出典：内閣府地方分権改革推進室「概要資料」

2 県における本人確認情報の利用に係る事務（別表第2（第4条関係））の修正

（1）条例改正の内容

本人確認情報を利用する県の事務として、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の所要の規定の整理を行う。

（2）条例改正の理由

法改正により業務停止等の必要な措置の対象となる「取引業者等」の範囲に「業務委託先」が追加されることとなることから熊本県住民基本台帳法施行条例に係る所要の規定の整理を行う。

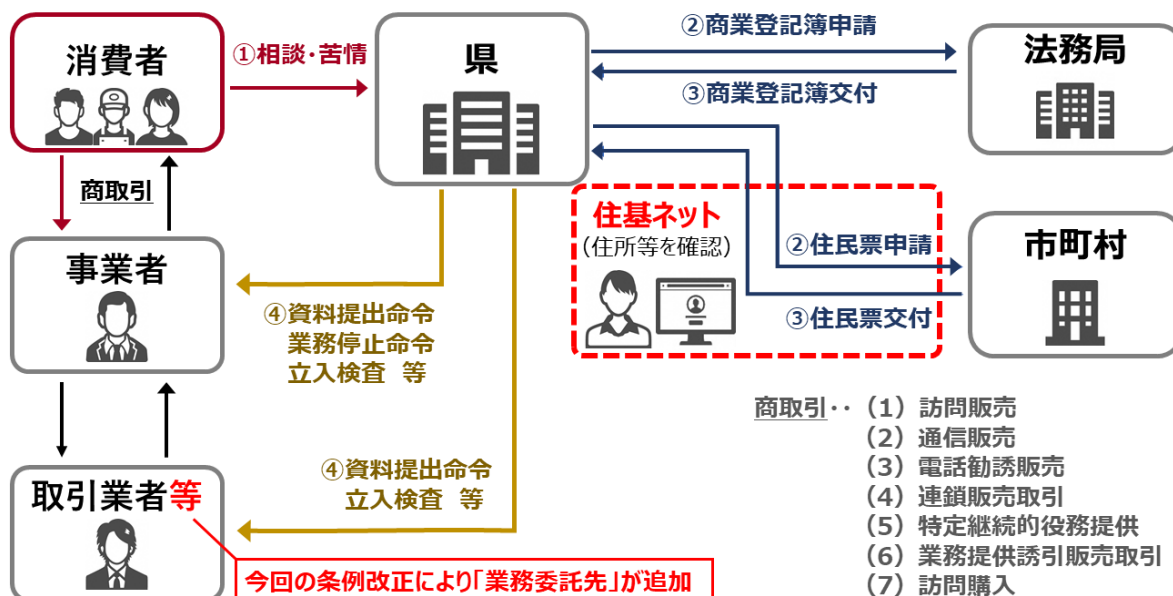
違反事案があった場合、当該販売業者等について、法人であれば商業登録簿により、個人事業者であれば住民票により、名宛人を確認し、資料の提出を求め、業務停止等の必要な措置を行うことになるが、法改正により立入調査権限が拡大され、資料の提出を求める先として「販売業者等から業務の委託を受けた者」が追加されることから、熊本県住民基本台帳法施行条例に係る所要の規定の整理を行う。

《参考：事務の概要》

特定商取引に関する法律では、消費者トラブルを生じやすい7つの取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールが定義されている。

県は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るため、禁止行為を行った事業者に対し、業務停止等の必要な措置を取ることができる。

違反事案があった場合、当該事業者や取引業者等について、法人であれば商業登録簿により、個人事業者であれば住民票により、名宛人を確認し、資料の提出を求め、業務停止等の必要な措置を行う。



◆ 転出・転入手続のワンストップ化関係について

◆ マイナンバーカード交付率について

【デジタル社会形成整備法案】

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

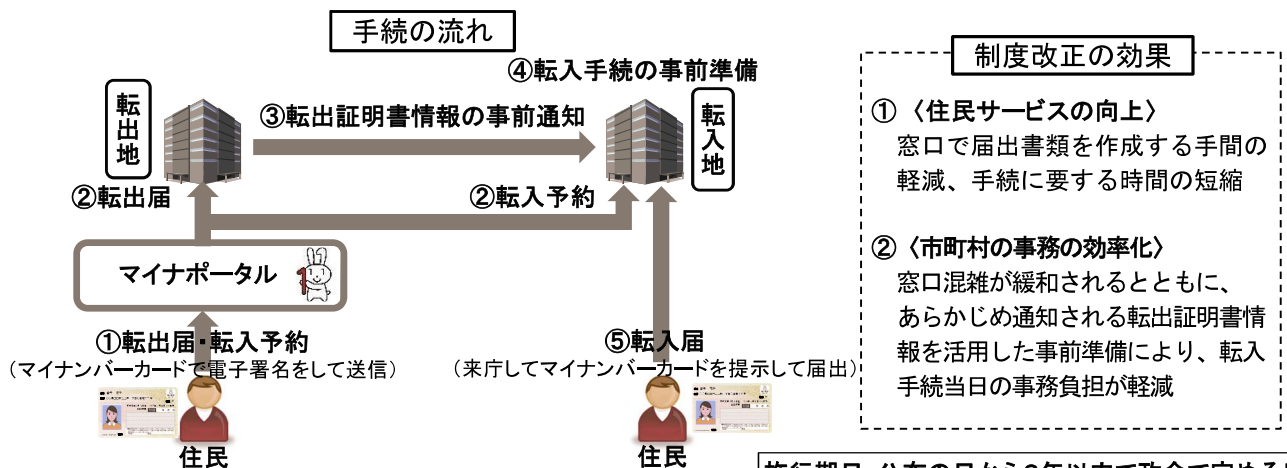
改正の背景

- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

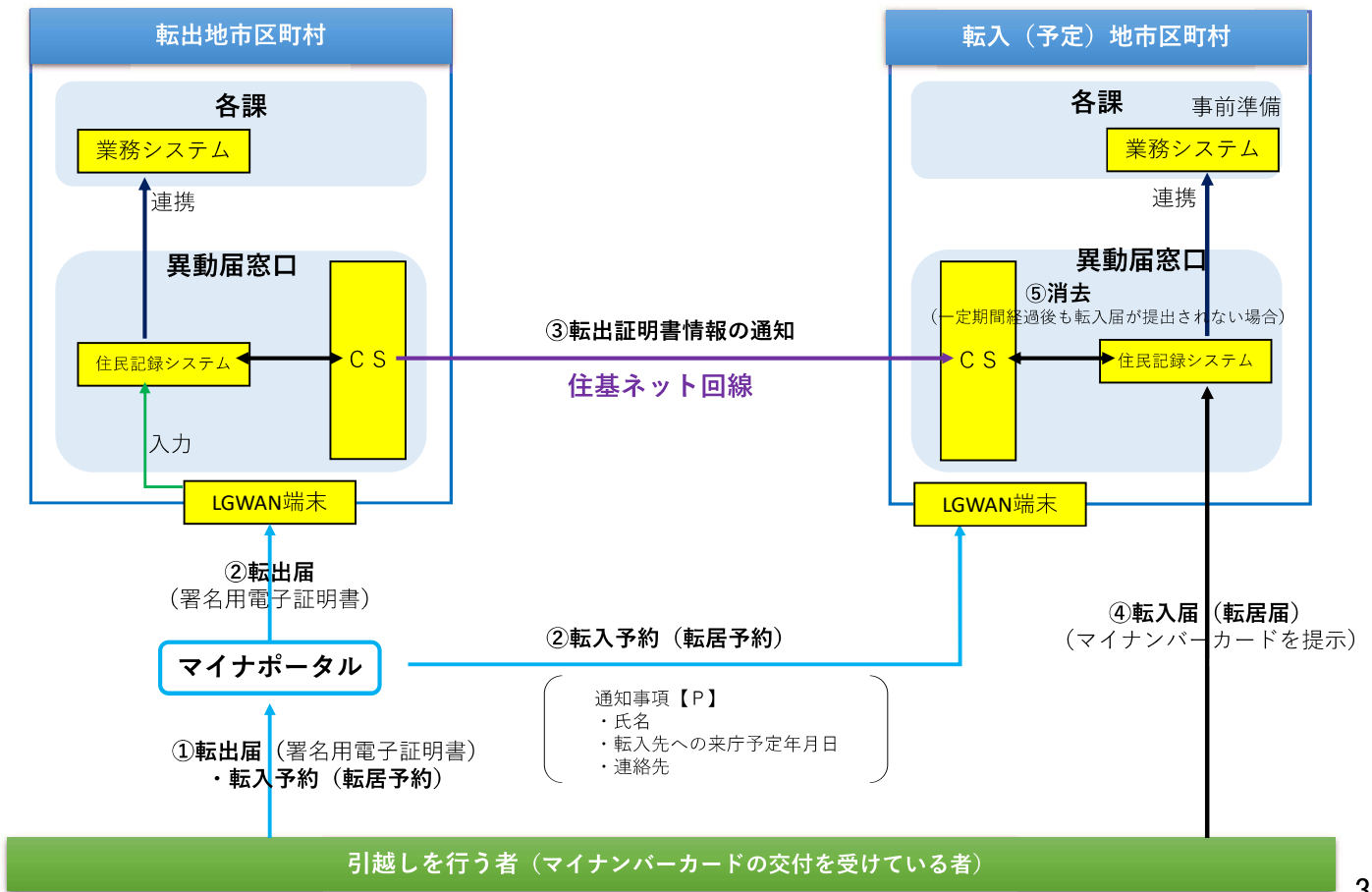
住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。



施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

転出・転入手続のワンストップ化（実現イメージ）



38

転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修・想定スケジュール

(1) 想定されるシステム改修

CS	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出地・転入地間の同時接続数の拡張 ・ 転出証明書情報の保管機能の追加 ・ 住基システムへの自動連携等の機能の追加 ・ 統合端末の操作画面の改修 等
住民基本台帳システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出届の情報を取り込むための機能の追加 ・ 取り込んだ転出届データのステータスを管理する機能の追加 ・ 取り込んだ転出届の情報と住基システム内の情報を突合(整合性確認)する機能の追加 ・ CSに通知された転出証明書情報をリアルタイムで連携する機能の追加 ・ 転出証明書情報のステータスを管理する機能の追加 ・ 一定期間経過後に転出証明書情報を消去する機能の追加 ・ 転入届に必要な情報をあらかじめ印字する機能の追加 等

(2) 想定スケジュール

		令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度
法整備(総務省)			住基法改正	予算要求	補助金要綱案・実施要領案等の提示	
システム整備	CS(J-LIS)		システム設計・開発			AP適用
	住民基本台帳システム(市区町村)		予算要求	システム改修		転出証明書情報の事前通知開始

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年11月末時点）

○ 団体区分別

区分	人口(R4.1.1時点)	交付枚数	人口に対する交付枚数率
全国	125,927,902	67,846,028	53.9%
指定都市	27,484,780	15,246,988	55.5%
特別区・市(指定都市を除く)	87,897,927	47,061,843	53.5%
町村	10,545,195	5,537,197	52.5%

○ マイナンバーカード交付先進地域

(1) 区分別交付枚数率上位10団体

【特別区・市】

団体名	人口に対する交付枚数率
宮崎県都城市	87.5%
兵庫県養父市	86.5%
石川県加賀市	78.6%
高知県宿毛市	77.4%
兵庫県小野市	73.6%
鹿児島県西之表市	72.1%
石川県珠洲市	70.8%
宮崎県串間市	70.3%
愛媛県大洲市	70.0%
和歌山県紀の川市	69.6%

【町村】

団体名	人口に対する交付枚数率
大分県姫島村	93.4%
新潟県粟島浦村	89.9%
鹿児島県十島村	80.9%
長野県南牧村	79.2%
鹿児島県中種子町	79.1%
福井県池田町	78.9%
群馬県長野原町	78.5%
長崎県小値賀町	78.1%
静岡県西伊豆町	78.0%
北海道杜警町	77.5%

(2) 都道府県別交付枚数率上位10団体

【都道府県】

団体名	人口に対する交付枚数率
宮崎県	68.5%
愛媛県	58.5%
奈良県	58.3%
兵庫県	58.2%
佐賀県	57.3%
広島県	57.1%
山口県	57.0%
滋賀県	56.6%
神奈川県	56.2%
鹿児島県	55.9%

【都道府県】マイナンバーカードの交付状況（令和4年11月末時点）

参考

	都道府県名	人口(R4.1.1時点)	交付枚数	人口に対する交付枚数率
1	宮崎県	1,078,313	738,925	68.5%
2	愛媛県	1,341,539	784,186	58.5%
3	奈良県	1,335,378	778,632	58.3%
4	兵庫県	5,488,605	3,191,772	58.2%
5	佐賀県	812,193	465,756	57.3%
6	広島県	2,788,687	1,591,207	57.1%
7	山口県	1,340,458	763,750	57.0%
8	滋賀県	1,415,222	801,690	56.6%
9	神奈川県	9,215,210	5,175,585	56.2%
10	鹿児島県	1,605,419	897,601	55.9%
11	東京都	13,794,933	7,665,610	55.6%
12	富山県	1,037,319	575,049	55.4%
13	鳥取県	551,806	302,873	54.9%
14	福岡県	5,108,507	2,801,508	54.8%
15	島根県	666,331	365,305	54.8%
16	静岡県	3,658,375	2,002,473	54.7%
17	大分県	1,131,140	618,255	54.7%
18	石川県	1,124,501	614,111	54.6%
19	岐阜県	1,996,682	1,086,566	54.4%
20	大阪府	8,800,753	4,784,015	54.4%
21	千葉県	6,310,875	3,405,159	54.0%
22	熊本県	1,747,513	938,762	53.7%
23	福井県	767,561	412,068	53.7%
24	秋田県	956,836	511,681	53.5%

	都道府県名	人口(R4.1.1時点)	交付枚数	人口に対する交付枚数率
25	岡山県	1,879,280	1,003,007	53.4%
26	愛知県	7,528,519	4,009,785	53.3%
27	三重県	1,784,968	948,294	53.1%
28	香川県	964,885	510,521	52.9%
29	京都府	2,511,494	1,325,305	52.8%
30	山形県	1,056,682	557,120	52.7%
31	長崎県	1,320,055	695,705	52.7%
32	宮城県	2,268,355	1,190,811	52.5%
33	北海道	5,183,687	2,706,565	52.2%
34	茨城県	2,890,377	1,500,213	51.9%
35	山梨県	816,340	422,230	51.7%
36	徳島県	726,729	375,187	51.6%
37	和歌山県	935,084	481,254	51.5%
38	埼玉県	7,385,848	3,800,650	51.5%
39	栃木県	1,942,494	984,240	50.7%
40	福島県	1,841,244	921,340	50.0%
41	青森県	1,243,081	616,236	49.6%
42	岩手県	1,206,479	584,236	48.4%
43	長野県	2,056,970	991,947	48.2%
44	新潟県	2,188,469	1,049,460	48.0%
45	高知県	693,369	330,198	47.6%
46	群馬県	1,943,667	925,591	47.6%
47	沖縄県	1,485,670	643,594	43.3%

別紙1

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件） （単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
住民基本台帳法別表1に定める事務	1	被災者生活再建支援金の支給に関する事務	被災者生活再建支援法第6条第1項に規定する支援法人					1,780	2,797
	13	預金等に係る債権の額の把握に関する事務	預金保険機構		111	0	20	0	0
	16	恩給法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	1,718,936	1,474,571	1,256,580	1,054,647	877,072	721,400
	17	改正前の執行官法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	278	257	342	275	187	161
	18	国会議員互助年金法を廃止する法律又は旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	3,404	3,390	3,092	3,027	2,851	2,655
	19	地方公務員等共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	地方公務員共済組合	22,360,665	19,177,566	19,558,178	20,084,406	20,462,334	20,575,696
	19	厚生年金保険法による被保険者に係る届出等に関する事務	地方公務員共済組合	3,460	8,888	6,707	10,588	12,025	14,805
	19	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律による文書の受理等に関する事務	地方公務員共済組合	3	44	14	0	0	1
	20	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務	地方議会議員共済会	337,402	323,658	310,048	298,078	284,585	264,578
	23	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	地方公務員災害補償基金	1,368	2,280	2,435	1,991	2,673	2,866
	24	電気通信事業法による登録・届出等に関する事務	総務省	2,783	2,561	2,538	2,753	1,787	2,303
	25	日本電信電話株式会社等に関する法律による許可に関する事務	総務省	26	0	12	8	9	0
	26	電波法による届出・登録等に関する事務	総務省	28,053	27,396	30,528	28,156	25,288	27,865
	30	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	法務省	6,705	5,804	4,931	4,225	3,755	3,373
	31	不動産登記法による登記に関する事務	法務省	8,728	8,147	8,221	7,690	10,074	12,654
	38	後見登記等に関する法律による登記に関する事務	法務省	12,090	12,981	13,358	14,794	16,546	18,362
	41の2	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による変換援助等に関する事務	外務省	299	209	269	283	421	191
	42	国家公務員共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	7,888,392	8,979,894	8,172,082	8,699,902	9,024,742	8,678,630
	43	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	3,594	3,171	2,441	1,926	1,624	1,771
	44	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	指定基金	2,355,723	2,375,170	2,400,434	2,400,524	2,374,816	2,301,822
	44の2	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定等に関する事務	国税庁	74,384,538	27,726,257	20,887,997	18,662,131	22,119,754	20,350,040
	44の3	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務	社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関					10,563,482	3,335,628
	45	関税法による許可に関する事務	財務省	567	758	961	973	754	831
	47	塩事業法による登録等に関する事務	財務省					5	0
	47の5	学資の貸与及び支給に関する事務	日本学生支援機構		49,395	1,111,250	2,112,646	2,692,946	2,694,957
	47の6	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	文部科学省				55,827	23,867	21,577
	48	私立学校教職員共済法等による年金である給付の支給に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団	3,814,581	3,188,620	3,357,411	3,427,020	3,515,534	3,704,983
	49	博物館法による認定に関する事務	文部科学省	23	19	18	24	21	28
	63	労働者災害補償保険法に基づく業務災害給付に関する事務	厚生労働省	1,251,135	1,490,766	1,466,536	1,773,720	1,499,150	1,254,172
	63の2	中小企業退職金共済法による解約手当金等の支給に関する事務	独立行政法人勤労者退職金共済機構	8,153	8,684	6,340	6,624	4,333	6,309
67の2	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、職業センターの設置等、納付金等、調整金報奨金等に関する事務	厚生労働省		39	42	24	26	17	
69	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務	厚生労働省		8,066,173	10,004,419	24,511,602	11,400,117	4,298,760	
70	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	厚生労働省		46,370	11,001	9,896	22,988	33,325	
72の2	健康保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	417,749	528,379	1,923,289	3,727,106	3,856,278	1,062,008	
72の3	船員保険法による裁定・届出等に関する事務	日本年金機構	574	4,367	15,043	28,826	29,792	21,875	
73の2	社会保険診療報酬支払基金法による情報の収集等に関する事務	社会保険診療報酬支払基金	20,915,380	6,133,010	3,867,942	4,859,095	90,162,098	13,085,306	
73の5	国民年金法等の一部を改正する法律による届出等に関する事務	日本年金機構	236,183	173,670	131,460	111,028	92,632	76,043	

別紙1

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件） （単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
住民基本台帳法別表1に定める事務	74	厚生年金保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	8,953,381	45,176,934	439,320,111	449,256,874	453,580,312	459,116,474
	75	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	4,338,620	4,606,969	3,841,051	3,584,238	3,329,376	3,081,720
	76	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	3,646	2,449	3,421	4,302	5,564	4,335
	77	国民年金法による被保険者に係る届出等に関する事務	日本年金機構	537,111,733	566,759,340	779,960,904	805,471,125	855,705,691	850,932,536
	77の3	確定拠出年金法による情報の収集等に関する事務	企業年金連合会	0	0	0	0	0	0
	77の4	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条に掲げる年金給付等に関する事務	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第13号に規定する存続連合会	13,408,376	3,141,682	3,063,114	3,000,976	3,189,365	3,091,096
	77の5	国民年金法による年金給付等に関する事務	国民年金基金連合会	534,358	563,344	595,336	625,608	653,953	683,801
	77の6	確定拠出年金法による届出又は年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	国民年金基金連合会	1	1,111	5,160	14	10,671	6,839
	77の8	石炭鉱業年金基金法による年金等の支給に関する事務	石炭鉱業年金基金	6,410	24,039	32,557	19,671	17,976	16,458
	77の13	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による老齢年金生活者支援給付金等の支給に関する事務	厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団					7,232,711	8,710,809
	77の14	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金支給に関する事務	厚生労働省	4	21	20	17	28	33
	78	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	厚生労働省	44,670	38,379	38,014	27,645	23,680	20,377
	78の5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による支給に関する事務	厚生労働省	28	0	0	0	1	0
	78の7	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	厚生労働省		9	0	0	0	0
	81の2	農業者年金基金法による農業者年金事業の給付・徴収に関する事務	独立行政法人農業者年金基金		292	6,012	2,765	2,554	2,518
	82	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法による年金である給付の支給に関する事務	農林漁業団体職員共済組合	1,014,312	1,247,897	495,449	654,656	413,984	66,566
	97	建設業法による建設業の許可に関する事務	国土交通省	0	5	0	0	0	0
	98	建設業法による建設業の技術検定の実施に関する事務	指定試験機関	44,608	47,709	55,397	64,834	72,306	58,292
	99	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	指定資格者証交付機関	144,011	150,140	168,919	181,328	163,048	159,775
	100	浄化槽法による浄化槽設備士免状の交付に関する事務	国土交通省	1	0	0	0	0	0
	101	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	国土交通省	7	6	0	0	0	0
	103	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	5	0	0	0	0	0
	104	旅行業法による旅行業の登録に関する事務	観光庁	1	0	0	0	0	0
	107	不動産の鑑定評価に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	400	1,168	246	0	0	0
	109	建築士法による免許等に関する事務	国土交通省	111	606	907	0	0	0
	113	道路運送車両法による変更登録、新規検査、交付又は届出に関する事務	国土交通省		80	198	265	632	1,203
	115	船舶法による検認又は仮船舶国籍証書に関する事務	国土交通省	55	2	2	0	0	0
	117	小型船舶の登録等に関する法律による交付又は検認に関する事務	国土交通省	0	0	0	0	0	0
118	航空法による登録等に関する事務	国土交通省	121	136	55	0	0	0	
119	気象業務法による登録等に関する事務	気象庁	284	303	21	0	0	0	
120	石綿による健康被害の救済に関する法律による救済給付の支給又は認定に関する事務	独立行政法人環境再生保全機構	8,294	9,624	10,713	10,714	8,546	9,604	
計			701,374,229	701,594,739	1,302,153,526	1,354,804,867	1,503,496,744	1,408,540,225	

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4月~9月)	合計	
住民基本台帳法別表3に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
	恩給法による年金の支給に関する事務	219	0	0	0	0	0	0	0	219
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	3,738	0	0	0	0	0	0	0	3,738
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	9	0	0	0	0	0	0	0	9
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	31	0	0	0	0	0	0	0	31
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	11	0	0	0	0	0	0	0	11
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	18	0	0	0	0	0	0	0	18
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	275	0	0	0	0	0	0	0	275
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	47	0	0	0	0	0	0	0	47
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事業法による電気工事業の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業法による建設業の許可に関する事務	19	0	0	0	0	0	0	0	19
	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	58	0	0	0	0	0	0	0	58
	宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅地改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築士法による二級建築士等の免許等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	89	0	0	0	0	0	0	0	89	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	4,551	0	0	0	0	0	0	4,551	

※平成28年の番号法施行により、別表3事務については件数取得ができないため空欄記載。

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4月~9月)	合計
住民基本台帳法別表5に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	17	0	0	17
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	2	0	4	6
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	952	776	609	585	521	457	217	4,117
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	43,095	28,389	23,453	21,016	18,187	17,640	12,011	163,791
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	19	91	7	18	4	0	0	139
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	451	228	230	231	9	16	24	1,189
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	0	0	0	0	2	0	0	2
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	12	0	1	137	1,018	1,711	27	2,906
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	56	7,324	9,346	11,262	1,632	6,740	4,393	40,753
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	166	90	1,015	958	6,552	9,928	4,938	23,647
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	245	3,730	2,479	2,585	635	1,771	13,701	25,146
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	36	535	317	548	30	60	1,526
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	58	4,443	1	3	0	12	0	4,517
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	1	9	0	3	0	13
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	21	5	20	7	2	11	2	68
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	71	1,217	824	558	655	534	318	4,177
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	1,621	11	31	12	1	52,915	0	54,591
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	133	0	0	97	61	47	12	350
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	90	616	0	0	0	0	0	706
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	70	72	0	0	0	0	0	142
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	8	0	0	0	0	0	8
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業種苗法による生産事業者の登録に関する事務	0	0	1	0	0	0	0	1
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事業者法による電気工事業者の登録に関する事務	301	290	0	0	0	0	0	591
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業法による建設業の許可に関する事務	941	804	845	828	914	867	438	5,637
	浄化槽法による浄化槽工事業者の登録に関する事務	21	13	16	12	19	21	9	111
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	209	110	41	18	89	51	23	541
宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	20	10	13	12	21	13	4	93	
旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅宿泊事業法による届出に関する事務	0	0	21	38	23	10	8	100	
通訳案内士法による通訳案内士等の登録に関する事務	0	0	0	0	1	8	101	110	
構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	1	0	2	4	0	0	0	7	
公営住宅法による家賃の決定等に関する事務、公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築士法による免許、登録及び交付等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	309	275	181	70	22	35	12	904	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	48,837	48,538	39,672	38,777	30,935	92,820	36,302	335,906

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4月~9月)	合計
条例事務	熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	15	98	19	13	8	25	195
	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	29	462	959	503	453	484	460	3,350
	育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	1,763	1,816	1,610	1,455	1,352	1,046	466	9,508
	採石法による登録又は届出に関する事務	36	6	15	16	0	11	19	103
	砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	1	3	1	1	0	2	0	8
	地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	1	3	8	0	0	0	12
	地方税法による県税に関する犯則事件の調査に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県看護士等修学資金貸与条例による債権の回収事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	3,223	792	844	454	653	600	511	7,077
	土地収用法による収用又は使用の裁決等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	160	217	174	127	162	199	85	1,124
	屋外広告物条例による屋外広告業の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	流水占用料等徴収条例による流水占用料の徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	海岸保全区域占用料等徴収条例による占用料等の徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による児童保護費用負担金の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	1	0	1
	児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	1	8	2	15	7	0	0	33
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	24	2	9	11	1	0	0	47
	非常勤公務員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	512	365	401	402	54,049	25,695	258	81,682
	水俣病総合対策医療事業における離島加算支給に関する事務	24	3,944	3,879	1,286	0	0	0	9,133
	外国人の生活保護に関する事務	0	0	2	0	0	0	0	2
	療育手帳の交付に関する事務	333	0	0	0	0	0	0	333
	不当権品類及び不当表示防止法による資料提出要求等の事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定商取引に関する法律による資料提出要求等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法による立候補の届け出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法施行令による選挙長等の告示に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務	0	0	0	59	0	0	0	59
	病院事業設置に関する条例による使用料徴収に関する事務	0	0	0	29	0	8	0	37
小計		6,148	7,631	7,997	4,385	56,690	28,054	1,824	112,704
総計		59,536	56,169	47,669	43,162	87,625	120,874	38,126	453,161

住民基本台帳法別表第1に定める事務

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4月~9月)	合計
	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	7	18	0	0	0	0	0	25

住民基本台帳法第30条の15第3項に定める事務

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (4月~9月)	合計
	住民基本台帳法による本人が同意した事務	1	1	5	57	14	5	0	83

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄

（都道府県知事への通知）

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2～3 略

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2～3 略

（本人確認情報等の利用）

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- (1) 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- (2) 条例で定める事務を遂行するとき。
- (3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- (4) 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番

号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- (1) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第6の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- (2) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3~4 略

(住民票コードの利用制限等)

第30条の38 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前2項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(都道府県の審議会の設置)

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

別表第5 (第30条の15関係)

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の二 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の三 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の五 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の

- 規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の三 予防接種法による同法第六条第一項又は第二項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項

の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の三 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の五 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であ

- つて総務省令で定めるもの
- 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の七 戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十

八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法百十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）

- む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の経由、同法第二十六条第一項の登録、同条第二項の経由、同法第二十七条第一項の登録又は同条第三項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 二十八 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十四 福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第6 (第30条の15関係)

提供を受ける都道府県知事以外 事務

の都道府県の執行機関

- 一 教育委員会 特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 教育委員会 学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 教育委員会 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法

第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 都道府県知事以外の執行機関 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）抄

（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第2条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（次条及び別表第1において「区域内の市町村の執行機関」という。）及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の6第3項の規定により知事が保存する本人確認情報（同条第1項に規定する本人確認情報をいう。）であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないもの（法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。）をいう。第6条において同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第6条において同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（県における本人確認情報の利用に係る事務）

第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第5条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第6条 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（設置）

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

別表第1(第2条関係)

区域内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	国土調査法（昭和26年法律第180号）による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるもの

2 市町村長	市町村の条例による公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町村長	市町村の条例による水道法(昭和32年法律第177号)第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市町村長	市町村の条例による下水道法(昭和33年法律第79号)第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7 市町村長又は教育委員会	市町村の条例による学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
8 農業委員会	農地法(昭和27年法律第229号)による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による同法第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号)による同法第18条第16項(同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による同法第7条第1項の命令、同法第7条第2項の資料の提出の求め又は同法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査若しくは質問に関する事務であって規則で定

めるもの

- 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）による同法第6条の2の資料の提出の求め、同法第7条第1項の指示、同法第8条第1項の命令、同法第8条の2第1項の命令、同法第12条の2の資料の提出の求め、同法第14条第1項の指示、同法第15条第1項若しくは第2項の命令、同法第15条の2第1項の命令、同法第21条の2の資料の提出の求め、同法第22条第1項の指示、同法第23条第1項の命令、同法第23条の2第1項の命令、同法第34条の2の資料の提出の求め、同法第36条の2の資料の提出の求め、同法第38条第1項から第4項までの指示、同法第39条第1項から第4項までの命令、同法第39条の2第1項から第3項までの命令、同法第43条の2の資料の提出の求め、同法第44条の2の資料の提出の求め、同法第46条第1項の指示、同法第47条第1項の命令、同法第47条の2第1項の命令、同法第52条の2の資料の提出の求め、同法第54条の2の資料の提出の求め、同法第56条第1項若しくは第2項の指示、同法第57条第1項若しくは第2項の命令、同法第57条の2第1項の命令、同法第58条の12第1項の指示、同法第58条の13第1項の命令、同法第58条の13の2第1項の命令、同法第60条第2項の調査又は同法第66条第1項若しくは第2項（同条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令、立入検査若しくは質問若しくは同条第3項（同法第5条において準用する場合を含む。）の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 熊本県職員等恩給条例（大正13年熊本県令第8号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）による同条例第10条第1項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であって

規則で定めるもの

- 15 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）による補償に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）による同条例第19条第1項から第4項までの届出又は同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

<p>選挙管理委員会</p>	<p>1 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による同法第 86 条第 1 項から第 3 項まで又は第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項若しくは第 8 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）による同令第 81 条の告示に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>監査委員</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）による同法第 242 条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>収用委員会</p>	<p>土地収用法による同法第 47 条の 2（同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは第 94 条第 8 項（同法第 124 条第 2 項（同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の裁決又は同法第 118 条第 5 項（同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの</p>

○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則

(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

改正 平成 22 年 3 月 26 日規則第 17 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 24 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 7 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 12 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 21 号 平成 26 年 9 月 30 日規則第 36 号
平成 27 年 3 月 20 日規則第 3 号 平成 28 年 3 月 7 日規則第 7 号
平成 30 年 3 月 23 日規則第 3 号 平成 31 年 3 月 22 日規則第 4 号
令和 2 年 3 月 16 日規則第 9 号 令和 2 年 11 月 30 日規則第 44 号
令和 3 年 3 月 26 日規則第 2 号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則をここに公布する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県住民基本台帳法施行条例(平成 14 年熊本県条例第 44 号。以下「条例」という。)第 3 条及び第 6 条の規定による本人確認情報の提供の方法並びに条例別表第 1 から別表第 3 までの規定による本人確認情報の利用及び提供に係る事務を定めるものとする。

(本人確認情報の提供方法)

第 2 条 条例第 3 条及び第 6 条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成 14 年総務省告示第 334 号)によるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 3 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による同法第 2 条第 1 項第 3 号の地籍調査を実施する市町村が地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 20 条に規定する現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条第 1 項に規定する公営住宅の家賃を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地(当該土地が埋立て

又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底。次条第 19 項において同じ。)若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- 4 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 2 項の病院事業における使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 5 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 14 条第 1 項の料金を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 6 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 20 条第 1 項の使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 7 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 8 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の利用意向調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(条例別表第 2 の規則で定める事務)

- 第 4 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 16 4 号）第 50 条第 6 号の 2、第 7 号又は第 7 号の 3 に規定する費用を支弁された者若しくはその扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。第 21 項第 3 号ウ及び第 6 号において同じ。）又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
- 2 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項（同法第 68 条第 4 項及び第 84 条において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 3 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 32 条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- (2) 採石法第 32 条の 7 第 1 項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 4 条例別表第 2 の 4 の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の児童扶養手当の過誤払を受けた者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 5 条例別表第 2 の 5 の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 7 条第 1 項の命令を受けなければならない者
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の資料の提出の求めを受けなければならない者
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法第 29 条第 1 項の報告の徴収、命令、立入検査又は質問を受けなければならない者
- 6 条例別表第 2 の 6 の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 8 条第 5 項、第 9 条第 1 項（同令第 31 条の 7 又は第 38 条において準用する場合を含む。）、第 31 条の 6 第 5 項若しくは第 37 条第 5 項の保証人若しくは同令第 9 条第 3 項（同令第 31 条の 7 又は第 38 条において準用する場合を含む。）に規定する連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 7 条例別表第 2 の 7 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 3 条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 砂利採取法第 9 条第 1 項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8 条例別表第 2 の 8 の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
- (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 6 条の 2 の資料の提出の求めを受けなければならない者
- (2) 特定商取引に関する法律第 7 条第 1 項の指示を受けなければならない者
- (3) 特定商取引に関する法律第 8 条第 1 項の命令を受けなければならない者
- (4) 特定商取引に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の命令を受けなければならない者
- (5) 特定商取引に関する法律第 12 条の 2 の資料の提出の求めを受けなければならない者
- (6) 特定商取引に関する法律第 14 条第 1 項の指示を受けなければならない者
- (7) 特定商取引に関する法律第 15 条第 1 項又は第 2 項の命令を受けなければならない者
- (8) 特定商取引に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の命令を受けなければならない者

- (9) 特定商取引に関する法律第 21 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (10) 特定商取引に関する法律第 22 条第 1 項の指示を受けるべき者
 - (11) 特定商取引に関する法律第 23 条第 1 項の命令を受けるべき者
 - (12) 特定商取引に関する法律第 23 条の 2 第 1 項の命令を受けるべき者
 - (13) 特定商取引に関する法律第 34 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (14) 特定商取引に関する法律第 36 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (15) 特定商取引に関する法律第 38 条第 1 項から第 4 項までの指示を受けるべき者
 - (16) 特定商取引に関する法律第 39 条第 1 項から第 4 項までの命令を受けるべき者
 - (17) 特定商取引に関する法律第 39 条の 2 第 1 項から第 3 項までの命令を受けるべき者
 - (18) 特定商取引に関する法律第 43 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (19) 特定商取引に関する法律第 44 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (20) 特定商取引に関する法律第 46 条第 1 項の指示を受けるべき者
 - (21) 特定商取引に関する法律第 47 条第 1 項の命令を受けるべき者
 - (22) 特定商取引に関する法律第 47 条の 2 第 1 項の命令を受けるべき者
 - (23) 特定商取引に関する法律第 52 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (24) 特定商取引に関する法律第 54 条の 2 の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (25) 特定商取引に関する法律第 56 条第 1 項又は第 2 項の指示を受けるべき者
 - (26) 特定商取引に関する法律第 57 条第 1 項又は第 2 項の命令を受けるべき者
 - (27) 特定商取引に関する法律第 57 条の 2 第 1 項の命令を受けるべき者
 - (28) 特定商取引に関する法律第 58 条の 12 第 1 項の指示を受けるべき者
 - (29) 特定商取引に関する法律第 58 条の 13 第 1 項の命令を受けるべき者
 - (30) 特定商取引に関する法律第 58 条の 13 の 2 第 1 項の命令を受けるべき者
 - (31) 特定商取引に関する法律第 60 条第 2 項の調査を受けるべき者
 - (32) 特定商取引に関する法律第 66 条第 1 項若しくは第 2 項(同条第 5 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令、立入検査若しくは質問又は同条第 3 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の命令を受けるべき者
- 9 条例別表第 2 の 9 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 69 条の 2 第 1 項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 介護保険法第 69 条の 4 に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 10 条例別表第 2 の 10 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県職員等恩給条例施行規則(昭和 28 年熊本県規則第 49 号。以下この項において「県規則」という。)第 2 条において準用する恩給給与規則(大正 12 年勅令第 369

- 号。以下この項において「恩給規則」という。)第1条若しくは県規則第5条に規定する請求の受理又はその請求に係る事実についての審査
- (2) 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)第10条の3若しくは県規則第2条において準用する恩給規則第34条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 県規則第2条において準用する恩給規則第34条の2に規定する調査
- 11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくは同条例第5条第1項の保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。
- 12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第21条第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 熊本県屋外広告物条例第21条第3項に規定する更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 熊本県屋外広告物条例第21条の5第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条第1項若しくは第2項に規定する使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) 熊本県港湾管理条例第6条の2第1項に規定する占用料若しくは土砂採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条第1項に規定する使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)第10条に規定する遺族補償年金又は遺族補償一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- (2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年熊本県規則第56号。以下この項において「県規則」という。)第14条に規定する遺族の現状報告書の受理又はその報告書に係る事実についての審査

- (3) 県規則第 15 条第 1 項の規定による届出（同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合に係るものを除く。）の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (4) 県規則第 15 条第 2 項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 16 条例別表第 2 の 16 の項の規則で定める事務は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 54 年熊本県条例第 41 号）第 19 条第 1 項から第 4 項までに規定する届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第 5 項に規定する知事の行う調査の対象となる加入者、当該加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者若しくは年金管理者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の確認とする。
- 17 条例別表第 2 の 17 の項の規則で定める事務は、熊本県流水占用料等徴収条例（平成 12 年熊本県条例第 29 条）第 2 条第 1 項に規定する流水占用料、土石採取料、土地占用料若しくは河川産出物採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 18 条例別表第 2 の 18 の項の規則で定める事務は、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成 12 年熊本県条例第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する占用料若しくは土石採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 19 条例別表第 2 の 19 の項の規則で定める事務は、土地収用法第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 20 条例別表第 2 の 20 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の水俣病被害者手帳（次号において「水俣病被害者手帳」という。）又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢（しょう）優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。次号において同じ。）の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
 - (2) 水俣病被害者手帳又は医療手帳を交付された者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 21 条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 現に生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定に準じて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書を交付された者（以下「外国人」という。）に対し行われる保護を受けているとしないとかかわら

- ず、保護を必要とする状態にある外国人(第3号において「要保護外国人」という。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行われる前号の保護の開始の申請若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行われる同号の保護の変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答
- (3) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の決定若しくは実施又は第6号から第9号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めの対象となる次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- ア 要保護外国人
- イ 現に第1号の保護を受けている外国人(以下「被保護外国人」という。)であった外国人
- ウ ア又はイに掲げる者の扶養義務者
- (4) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて、被保護外国人に対し行われる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行われる第1号の保護に要する費用の返還の対象となる被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (6) 生活保護法第77条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用の徴収の対象となる扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (7) 生活保護法第78条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用等の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により同号の保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (8) 生活保護法第78条第2項の規定に準じて行われる被保護外国人に対する医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用に係る支弁した額等の徴収の対象となる偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関(同法第49条の規定による指定を受けた医療機関をいう。)若しくは指定介護機関(同法第54条の2第1項の規定による指定を受けた介護機関をいう。)の開設者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は精算人)又は指定助産機関若しくは指定施術機関(同法第55条第1項の規定による指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師をいう。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (9) 生活保護法第78条第3項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給に要する費用等の徴収の対象となる偽りその他不正な手段により同号の就労自立給

付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(10) 生活保護法第78条の2第1項の規定に準じて行われる第1号の保護として給与される金銭の交付の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(11) 生活保護法第78条の2第2項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(3) 療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(4) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下この号において同じ。)若しくはその保護者の氏名若しくは住所に変更を生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

(5) 療育手帳を亡失したとき、破損したとき若しくは汚損したとき又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときの療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(6) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳の交付の対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還の届出の受理又はその返還に係る事実についての審査

(条例別表第3の規則で定める事務)

第5条 条例別表第3教育委員会の項の規則で定める事務は、熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)第9条第2項の育英奨学生若しくは熊本県育英資金貸与規則(昭和47年熊本県教育委員会規則第7号)第7条の連帯保証人(熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第13号)附則第2項に規定する者の場合)にあつては、同規則による改正前の熊本県育英資金貸与規則第6条第1

項の連帯保証人及び同条第2項の保証人)又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。

- 2 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号の規則で定める事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
 - (1) 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者
 - (2) 参議院(選挙区選出)議員の候補者
 - (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
 - (4) 地方公共団体の長の候補者
- 3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
 - (1) 選挙長
 - (2) 選挙分会長
 - (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者
- 4 条例別表第3監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
- 5 条例別表第3収用委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 土地収用法第47条の2(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第94条第8項(同法第124条第2項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。))又は第138条第1項において準用する場合を含む。)の裁決の申請若しくは申立ての受理、その申請若しくは申立てに係る事実についての審査又はその申請若しくは申立てに対する応答
 - (2) 土地収用法第118条第5項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の協議の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第24号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 7 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 12 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規則第 3 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 4 項の改正規定(同項を同条第 5 項とする部分を除く。)及び同条第 7 項の改正規定(同項を同条第 8 項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日規則第 4 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 16 日規則第 9 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日規則第 44 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会運営要領

平成14年10月25日
熊本県本人確認情報保護審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の40第3項及び熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第2条 審議会は、法の規定に基づき調査審議するとき、知事から諮問があったとき、その他会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び議題について、あらかじめ文書をもって通知するものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと認めるときは、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会議の資料等の公表に当たっては、個人に係る情報、本人確認情報の保護措置に関する情報等の取扱いに十分配慮し、本人確認情報の保護に支障が生じないようにするものとする。

(議事録の作成)

第4条 審議会の事務局（以下「事務局」という。）は、会議が終了した後、速やかに会議の議事録（以下「議事録」という。）を作成するものとする。

2 議事録は、議事の概要を記載した要点記録とする。

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。

4 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員及び事務局の職員の氏名

(3) 議題名

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認める事項

5 議事録は、確定した後、速やかに情報プラザにおいて公表するものとする。

(要領の改正)

第5条 この要領を改正しようとするときは、会長は、必要に応じ審議会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会の傍聴に当たっての留意事項

平成14年10月25日決定
熊本県本人確認情報保護審議会

1 傍聴の手続

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、開催予定時間までに、傍聴希望者名簿に、氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成又は反対の意思等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等できません（ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。）。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱し、又は議事を妨げるような行為をすることはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。なお、ご不明な点がございましたら、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、傍聴に当たって守っていただく事項又は係員の指示に従わない場合は、会長が退場を命じることがあります。
- (3) 会議の開催中に、会場の秩序が維持できなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を議題とする必要が生じた場合は、会議を途中で非公開にすることがあります。